

6月2日(木) 定例記者会見 発表内容

令和4年度5月専決予算及び6月補正予算(案)の概要について、ご説明させていただきます。

まず、令和4年度6月補正予算(案)の概要資料をご覧ください。

1 ページ目の「一般会計 6 月補正予算の概要」であります。

今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中で、ウクライナ情勢、原油価格・物価の高騰等により影響を受けている、市民・事業者の皆様への幅広い支援策を盛り込みました。

さらに、本市の将来のまちづくりを見据えた中で、「なると周遊キャンペーン事業」や「消防団員処遇改善事業」をはじめ、本市の

将来を見据えた重要な事業に厳選し、計上することとしました。

次に、予算規模についてであります。令和4年度一般会計補正予算(第2号)の規模は、「3億3,054万3千円」であり、補正後の予算総額は、「282億3,850万3千円」、対前年度比では、「4.9%の減」となっております。

次に、緊急支援策「第16弾」や主要施策の主な事業について、ここからは「カラー刷りの資料」を用いてご説明します。

それでは、資料2ページをお開きください。まずは、5月専決予算において計上した、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業」についてであります。

新型コロナによる影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行うため、国の支給分に市独自施策として5万円を上乗せし、児童1人

あたり10万円の特別給付金を支給します。

支給対象者については、お手元の資料をご覧いただければと思います。ひとり親世帯の方のうち、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方には、6月下旬に支給をする予定で準備を進めております。

また、その他世帯の方のうち、令和4年度分の市民税均等割が非課税であり、令和4年4月分の児童手当又は特別児童手当の支給を受けている方に対しては、7月中旬の支給を目指しております。

それ以外の対象者の方につきましては、申請が必要となるため、準備が整い次第、市公式ウェブサイト等で周知を行うとともに受付を開始し、随時支給していくこととしております。

なお、こちらの予算については、5月30日付での専決処分とさせていただきます。

次に、「高齢者・障がい者生活支援商品券給付事業」について

であります。

長引くコロナ禍及び喫緊の国際情勢の不安定化に伴う物価高騰などにより、「高齢者」や「障がい者」の生活に、多大な影響が及んでいます。

このため、「高齢者」や「障がい者」の皆様の生活を支援するとともに、地域経済への波及効果を図るため、市内の加盟店舗で利用できる「うずとく商品券」を、対象者1人あたり5,000円分、お届けいたします。

本事業の対象者は、本年7月1日時点で、本市の住民基本台帳に登録されている方のうち、「本年度中に65歳以上となられる方」、または、「障がい者手帳をお持ちの方」のいずれかに該当される方となります。

予算額としましては、うずとく商品券の配布総額と、郵送等の事務経費を合わせて、1億2,440万円としております。

次に、「学校給食費負担軽減支援事業」についてであります。

本市では、物価高騰に伴い、令和4年度から学校給食費を値上げさせていただいたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化やウクライナ情勢等により、さらなる物価高騰に直面する保護者の皆様の負担を軽減するため、小中学校における学校給食費を2か月分(定額集金2回分)免除します。

また、市内に在住し、市外の小中学校へ通うなど何らかの理由で、給食費軽減の支援を受けられない児童・生徒の保護者の皆様には、2か月の給食費相当分として1万円を支給します。

次に、「高校生等応援臨時特別給付事業」についてであります。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等による物価高騰の影響を受ける高校生等のいるご家庭の昼食代にかかる経済的負担を軽減するため、応援金として子ども一人あたりに1万円を給付するものです。

対象は、高校生相当の子どもを養育する世帯であり、住民登

録が支給月まで引き続き鳴門市にある保護者の方に給付いたします。

次に、「タクシー・運転代行事業者緊急支援事業」についてであります。

長期化している新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格の高騰により、タクシー事業者・運転代行事業者は非常に厳しい経営環境に置かれております。

そうした現状を踏まえ、燃料費高騰の負担軽減や経営支援にかかる緊急対策として、各事業者の車両台数に応じた支援金を給付いたします。

支援金の金額は稼働する車両一台当たり10万円で、1事業者あたりの給付上限額は100万円としております。

次に、「環境衛生事業持続化給付金事業」についてであります。

本市における環境衛生の安定的な事業継続のため、世界情勢等に伴う燃料費等の急激な高騰による影響を受けている環境衛生関係の許可業者に対して、燃料費の一部を支援します。

次に、「農業担い手生産維持支援事業」についてであります。市内の農業においては、長期化するコロナ禍やウクライナ情勢などを背景とした燃油・原材料等の単価が加速度的に高騰し、長期化が懸念されております。

そこで、本市農業の将来を担う認定農業者、そして認定新規就農者に対して、経営安定と産地の持続的発展を図るために支援金の給付を行うものでございます。

事業費については、認定農業者、認定新規就農者への支援金として2,200万円、給付に係る市内各農協への事務委託料として30万円の合計2,230万円を計上しております。

次に、「水産業燃油価格高騰緊急対策事業」についてでありま

す。

市内の漁業者においては、長期化するコロナ禍の影響で収入が減少していることに加え、ウクライナ情勢などを背景とした燃油等の価格高騰により、大きく経費が増加している状況となっております。

水産業においては、職場である漁場に船舶で向かうためにも燃油は必要不可欠なものであり、現在の厳しい状況を乗り切っていただくための緊急対策として、市内漁業者への支援金の給付を行うものでございます。

事業費については、漁業者への支援金として1,600万円、給付に係る市内各漁協への事務委託料として120万円の合計1,720万円を計上しております。

次に、「飲食店・観光事業者新メニュー・新商品開発支援事業」についてであります。

長期化している新型コロナウイルス感染症の影響により、依然

として厳しい経営環境に置かれている飲食店・観光事業者のウィズコロナ期における売上向上、アフターコロナを見据えた新たなチャレンジを支援するため、市の特産品を使用し、新メニュー・新商品開発を行う事業者に5万円の支援金を給付します。

また、各飲食店・観光事業者が開発した新メニュー・新商品を一覧でまとめた冊子を作成し、周知を図ることで、利用促進につなげます。

次に、「移住交流促進PR事業」についてであります。

コロナ禍において、テレワークをはじめとした多様な働き方の普及がすすむとともに、若年層を中心に感染リスクの高い都市部から地方移住への関心が高まっております。

そこで、この絶好の機会を逃すことなく、本市への移住促進に向け、情報を効果的に発信するとともに、新たな移住コンセプトにより、移住促進に向けたブランディングをすすめてまいります。

情報発信については、本市出身の元プロ野球選手・里崎智也

氏に「移住交流PR大使」を委嘱し、多くのフォロワーを抱える同氏のSNSなどを通じて鳴門の魅力を積極的に発信していきます。

また、「なると金時」、「れんこん」、「らっきょう」など、本市の強みである農業と他の仕事を組み合わせた「半農半X」という新しい働き方、新たなライフスタイルを提案することで、本市における移住イメージを構築していきたいと考えております。

ここからは、本市の将来を見据えた重点施策でございます。

まず、「なると周遊キャンペーン事業」についてであります。コロナ禍において、バス等を利用した団体旅行から、車等を利用した個人旅行へと旅行形態がシフトしていることから、自家用車等を利用する観光客をターゲットに、高速道路のサービスエリアや道の駅を活用した事業を実施いたします。

本事業では、市内観光施設等で利用できるクーポンが当たる

「カプセル自販機企画」、鳴門 IC・鳴門北 IC の出口を利用した観光客を対象に市内観光施設等で利用できるクーポンを提供する

「ETC の利用明細を用いたクーポン企画」の、2つの企画を実施いたします。

本事業によって、県外からの観光誘客を図るとともに、市内周遊を促進し、滞在時間の延長を促してまいります。

最後に、「消防団員処遇改善事業」についてであります。

近年、全国各地の消防団員数は減少傾向にあり、本市においても、消防団員数は減少傾向にあります。そこで、消防団員数の減少に歯止めをかける対策として、消防団員の処遇改善を行い、消防団員の士気向上や、家族等の消防団活動への理解を深め、地域の防災体制を強化していくこととします。

本日まで説明する事業は以上でございますが、配布した「予算の概要」には、その他の主要な事業についても掲載しておりますの

で、ぜひご参照いただければと思います。

以上で、令和4年度5月専決予算及び6月補正予算(案)についての説明を終えさせていただきます。

次に、「鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」導入について、発表いたします。

市民一人ひとりの多様な生き方や個性、価値観等を互いに認め合い、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことのできる社会の実現をめざし、令和4年6月1日より「鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始いたしました。

この制度は、互いをパートナー、または家族として尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」・「ファミリーシップ関係」

であることを市に対して宣誓し、市がその宣誓を受理したことを公に証明するものです。

対象となる方は、成年に達しており、一方または双方の性的思考が異性愛のみでない方、または、性自認が戸籍上の性と異なる方で市内に住所を有しているか、転入を予定している方です。

また、双方に配偶者やパートナーシップ関係にある者がいない、民法に規定されている近親者同士でないなどの要件を満たしていることも必要です。

宣誓の流れといたしましては、人権推進課に宣誓希望日時の7日前までに事前予約をいただいた上で、お二人そろってお越しいただき、宣誓をしていただきます。受領証・受領証カードについては、後日交付いたします。

この制度については、法律上の効果を有するものではありませんが、宣誓を行ったお二人の思いを尊重し、鳴門市として応援をするものです。

次に、関連施策についてですが、「鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の導入に合わせて、市役所で使用している各種申請書等について、法令等により定められているものや業務上必要であるものを除き、性別記載欄を削除することといたしました。

調査の結果、性別記載欄があった192件の申請書等のうち令和4年6月1日現在、82件を削除することとしました。

また、令和4年4月からは性的マイノリティに関するさまざまな悩みや不安について、毎月第3土曜日 15時～19時に、電話による相談を受け付けています。

性別に違和感がある、同性が好きかもしれない、より自分らしく生きたいなどの内容について、経験豊富な専門の相談員がお話を伺います。

ご本人だけでなく、ご家族・パートナー・ご友人など、どなたでもご相談いただけます。相談は無料で秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

引き続き、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上で、「鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」導入についての説明を終えさせていただきます。